野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市規則第５４号

野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成３年野田市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条の２第２項各号列記以外の部分及び第１号中「１，０８０円」を「１，４４０円」に改め、同項第２号中「８４０円」を「１，１２０円」に改め、同項第３号ア中「７１０円」を「９５０円」に改め、同号イ中「１，０８０円」を「１，４４０円」に改め、同項第４号中「７１０円」を「９５０円」に改め、同項第５号中「１，０８０円」を「１，４４０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則第４条の２第２項の規定は、令和８年９月１日以後に従事した災害に係る応急作業等に係る特殊勤務手当について適用し、同日前に従事した災害に係る応急作業等に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。